



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 27 日 (金)  
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (25) (住宅政策課) . . . . . 7
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例 (26) (林政課) . . . . . 10
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (27) (水産課) . . . . . 11
	鳥取県採石条例の一部を改正する条例 (28) (治山砂防課) . . . . . 12
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (29) (警察本部警務課) . . . . . 13
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (30) (〃) . . . . . 15
	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (31) (教育委員会博物館) . . . . . 18
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (32) (病院局総務課) . . . . . 19
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (33) (〃) . . . . . 21
	鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例 (34) (教育委員会教育総務課) . . . 22

## ==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 市町村が管理を代行するもの以外の県営住宅について、鳥取県住宅供給公社に管理を行わせるため、その対象となる県営住宅を定める等所要の改正を行う。
- (2) 老朽化又は町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県住宅供給公社に管理を行わせる県営住宅及び事務の範囲は、次のとおりとする。

## ア 管理を行わせる県営住宅

川下町団地、相生町団地、北園第1団地、北園第2団地、材木町団地、立川町団地、緑町第1団地、緑町第2団地、馬場町団地、東浜団地、浜坂第1団地、浜坂第2団地、ひばりが丘団地、東町団地、丸山町第1団地、丸山町第2団地、興南団地、湯所町第1団地、湯所町第2団地、吉成東団地、徳尾団地、白浜団地、未恒第1団地、未恒第2団地、東今在家団地、面影団地、行徳団地、明治町団地、旭田町団地、越殿団地、八幡団地、米田団地、上灘団地、福守第1団地、福守第2団地、河北団地、上井団地、清谷団地、和田団地、鴨川団地、日ノ出町団地、住吉団地、内浜団地、三柳団地、河崎団地、上福原第1団地、上福原第2団地、皆生団地、福原団地、永江団地、上粟島団地、安倍彦名団地、富益団地、道笑町ふれあい団地、渡団地、外江団地、弥生団地、上道団地、高松団地、美保団地、誠道団地、余子団地及び夕日ヶ丘団地

イ 管理を行わせる事務の範囲は、家賃の決定等を除き、次に掲げるものの範囲内で、鳥取県住宅供給公社と協議して定める。

(ア) 入居者の公募に係る事務

(イ) 単身入居が認められない要件に該当するかどうか判断するための調査及び市町村長への意見の徴求に係る事務

(ウ) 入居者の決定等に係る事務

(エ) 入居者の選考に係る事務

(オ) 入居補欠者の決定等に係る事務

(カ) 入居の手續に係る事務

(キ) 同居の承認に係る事務

(ク) 入居の承継の承認に係る事務

(ケ) 県営住宅の修繕又は費用負担の指示に係る事務

(コ) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出の受理に係る事務

(サ) 県営住宅の一部の他用途利用の承認に係る事務

(シ) 県営住宅の増築等の承認に係る事務

(ス) 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務

(セ) 収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に係る事務

(ソ) 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求又は収入超過者に対する他の住宅のあっせんのための収入状況の報告の請求に係る事務

(タ) 退去時等の検査に係る事務

(チ) 不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）

(ツ) 敷地内に駐車している者に対する移動その他必要な措置命令に係る事務

(テ) 県営住宅駐車場の使用許可に係る事務

(ト) 不正の行為等による使用者に対する県営住宅駐車場の明渡請求に係る事務（駐車場使用料を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）

(ナ) 県営住宅駐車場の管理について県営住宅に関する規定を準用した高額所得者に対する明渡請求等に係る事務

(2) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
田後港団地	岩美郡岩美町大字田後	老朽化
東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺	湯梨浜町へ無償譲渡
東伯団地	東伯郡琴浦町大字逢東	琴浦町へ無償譲渡
浦安団地	東伯郡琴浦町大字下伊勢	
城山団地	東伯郡琴浦町大字太一垣	
成美団地	東伯郡琴浦町大字出上	

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成21年4月1日とする(2)及び(3)を除き平成21年10月1日とする。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例(以下「条例」という。)を設定し、平成13年度から平成20年度までの間、間伐材を市場等に搬出し、かつ、出荷又は販売する事業に要する経費の一部を助成することとしているが、引き続き森林の育成及び資源の有効利用を図るため、条例の失効期限を2年間延長し、平成22年度までの間、助成を行う。

#### 2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成23年3月31日(現行 平成21年3月31日)まで延長する。

(2) 間伐材搬出促進事業費補助金の補助金額の上限は、知事が別に定めることとする(現行 間伐材の材積1立方メートルにつき4,000円)。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(1)を除き、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

(1) 鳥取県地方卸売市場条例が改正され、地方卸売市場の業務規程において委託手数料の額の決定に関する事項及び周知に関する事項を定めなければならないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 卸売市場法が改正され、中央卸売市場における卸売業者による委託手数料以外の報酬の收受を禁止する規制が廃止されたことにかんがみ、同様の改正を行う。

委託手数料・・・卸売業者が、卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する手数料

#### 2 条例の概要

(1) 委託手数料に関する事項を次のとおりとする。(現行 受託水産物の卸売金額に100分の5を乗じて得た金額以内の額)

ア 卸売業者は、委託手数料の額を定めるとき又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならないこととする。

イ 卸売業者は、委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならないこととする。

ウ 知事は、アの委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができることとする。

(2) 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から委託手数料以外

の報償を受けてはならないこととする規制を廃止する。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県採石条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 採石に伴う災害を防止し、併せて採石事業者の健全な発達を図ることを目的として、採石業者が遵守すべき事項、県が指導監督を行う際の基準等を定め、採石業者に対して適切な指導監督を行うこととしている。
- (2) 採石場及びその周辺地域における安全性の確保を図るため、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 失効期限(現行 平成21年3月31日)を定めた規定を削る。
- (2) 施行日は、公布日とする。

#### 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の定員が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める等の所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 警察官の定員及び階級別定員並びに一般職員の定員を次のとおり改める。

区 分	定 員	
	現 行	改 正 後
警 察 官	1,180人	1,190人
警 視	61人	62人
警 部	126人	126人
警部補・巡查部長	652人	658人
巡 査	341人	344人
一 般 職 員	236人	233人

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 道路交通法の一部が改正され、高齢者の認知機能検査及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習が新設されることに伴い、当該検査及び講習に係る手数料の額を定める等の改正を行う。
- (2) 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律に基づく手数料の徴収について標準額等を定めた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、自動車運転代行業の認定の審査に対する手数料の額が改定されることにかんがみ、鳥取県公安委員会が行う自動車運転代行業の認定に係る手数料の額を引き下げる。

##### 2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料	
	単 位	金 額
ア 認知機能検査の実施	1件につき	650円
イ 認知機能検査を行う者に対する講習	1時間につき	700円

ウ 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき	5,350円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき	2,350円

(2) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分		現 行		改正後	
		単位	金額	単位	金額
ア 高齢者講習((1)のウを除く。)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	1時間につき	2,050円	1件につき	5,800円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1時間につき	1,500円	1件につき	2,350円
イ	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うチャレンジ講習	1回につき	2,750円	1回につき	2,650円
ウ	チャレンジ講習の受講結果確認書の交付を受けた者を対象とする簡易講習	1時間につき	1,400円	1時間につき	1,500円
エ	自動車運転代行業の認定	1件につき	16,000円	1件につき	13,000円

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成21年4月1日からとする(2)の工及び(3)を除き、同年6月1日とする。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立博物館(山陰海岸学習館を除く。以下「博物館」という。)の利用者の利便性の向上を図るため、特別展示(博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。)の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)の開館時間を延長する。

2 条例の概要

(1) 博物館の開館時間(通常 午前9時から午後5時まで)を、4月1日から10月31日までの間における特別展示の期間中の日曜日等(現行 4月1日から10月31日までの間における土曜日)については、午後7時までとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医療法施行令(以下「政令」という。)の改正に伴い、病院で標榜する診療科名の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり病院で標榜する診療科名を定める。

名称	区分	診療科名	
		現行	改正後
鳥取県立中央病院	新設	-	病理診断科
		-	臨床検査科
		-	救急科
	名称変更	循環器科	心臓内科

		耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科
		廃止	呼吸器科
		消化器科	-
鳥取県立厚生病院	新設	-	呼吸器内科
		-	消化器外科
	名称変更	循環器科	循環器内科
		耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科

- (2) 診療科の表示順を政令に準じて改める。  
(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

医師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

##### 2 条例の概要

- (1) 職員定数を967人（現行 949人）に改める。  
(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県スポーツセンター設置条例の廃止について

##### 1 条例の廃止理由

本県におけるスポーツの一層の振興を図るため教育機関として設置していた鳥取県スポーツセンターを、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 教育委員会事務局内にスポーツ振興課を設置し、スポーツセンターの行っていた業務を事務局で一体となって実施することにより、競技力の向上、生涯スポーツの推進等、本県におけるスポーツの振興をより一層図ることが可能となること。  
(2) 施設と一体となってスポーツの振興を図る教育機関として設置したスポーツセンターは、専属の施設を保有していないため、教育機関のまま存続しても、その役割を十分に果たすことが期待できないこと。

##### 2 条例の概要

- (1) 鳥取県スポーツセンター設置条例は、廃止する。  
(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第25号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p>（管理の代行）</p> <p>第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。</p> <p>2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村又は鳥取県住宅供給公社と協議して定める。この場合において、当該市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中「知事」とあるのは「市町村長又は鳥取県住宅供給公社の理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市気高町下光元</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泊港団地</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字泊</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宝木団地	鳥取市気高町下光元	略		泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊	<p>（管理の代行）</p> <p>第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村に行わせる。</p> <p>2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第7条第4項第5号、第6号及び第8号、第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市気高町下光元</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田後港団地</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町大字田後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泊港団地</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字泊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東郷団地</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字中興寺</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯団地</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字逢束</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宝木団地	鳥取市気高町下光元	田後港団地	岩美郡岩美町大字田後	略		泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊	東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺	東伯団地	東伯郡琴浦町大字逢束
名 称	位 置																										
略																											
宝木団地	鳥取市気高町下光元																										
略																											
泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊																										
名 称	位 置																										
略																											
宝木団地	鳥取市気高町下光元																										
田後港団地	岩美郡岩美町大字田後																										
略																											
泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊																										
東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺																										
東伯団地	東伯郡琴浦町大字逢束																										

赤碕港団地	東伯郡琴浦町大字赤碕
略	

浦安団地	東伯郡琴浦町大字下伊勢
赤碕港団地	東伯郡琴浦町大字赤碕
城山団地	東伯郡琴浦町大字太一垣
成美団地	東伯郡琴浦町大字出上
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	管理を行わせる者
略	
大谷団地 高山団地	岩美町
略	
浜団地 泊港団地	湯梨浜町
赤碕港団地 みどり団地	琴浦町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 未恒第1団地 未恒第2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地 明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地 日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	鳥取県住宅供給公社

別表第2 (第26条関係)

名 称	管理代行市町村
略	
田後港団地 大谷団地 高山団地	岩美町
略	
浜団地 泊港団地 東郷団地	湯梨浜町
東伯団地 浦安団地 赤碕港団地 城山団地 成美団地 みどり団地	琴浦町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町



## 附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第26条の改正（「第7条第4項第5号、第6号及び第8号、」を削る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の改正（別表第2の改正にあつては、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第26号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>知事が別に定める額を限度とする。</u>）以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成23年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>間伐材の材積1立方メートルにつき4,000円を限度とする。</u>）以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に交付決定された補助金の額については、改正後の鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第27号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託手数料）</p> <p>第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</p> <p>第24条 削除</p>	<p>（委託手数料の額の制限）</p> <p>第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から収受する委託手数料を、受託水産物の卸売金額に100分の5を乗じて得た金額以内の額としなければならない。</p> <p>（委託手数料以外の報償の収受の禁止）</p> <p>第24条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から前条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第28号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 <u>（この条例の失効）</u> 3 <u>この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の 所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。この場合における経過措置に関し必 要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第29号**

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,190人</u></p> <p>ア 警視 <u>62人</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>658人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>344人</u></p> <p>(2) 一般職員 <u>233人</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,180人</u></p> <p>ア 警視 <u>61人</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>652人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>341人</u></p> <p>(2) 一般職員 <u>236人</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2人</td> </tr> </table>	警部補・巡査部長	1人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人
警部補・巡査部長	1人				
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人				
<p>4 <u>当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、同項第1号に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の同号アからエまでに定める警察官の階級別定員は、そ</u></p>	<p>5 <u>当分の間、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に掲げる一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまで</u></p>				

れぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

に掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第30号**

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前													
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、<u>申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から</u>、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p><u>(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円</u></p> <p><u>(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 1時間につき700円</u></p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）		<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
区 分	金 額														
1～11 略	略														
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）															
区 分	金 額														
1～11 略	略														
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習															

<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき5,800円</p>	<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p>	<p>1時間につき2,050円</p>
<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき2,350円</p>	<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</p>	<p>1時間につき1,500円</p>
<p>13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>			
<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき5,350円</p>		
<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき2,350円</p>		
<p>14 略</p>	<p>略</p>	<p>13 略</p>	<p>略</p>
<p>15 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習</p>		<p>14 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習</p>	
<p>(1) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているか確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの</p>	<p>1回につき2,650円</p>	<p>(1) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているか確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会規則で定めるもの</p>	<p>1回につき2,750円</p>
<p>(2) 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>1時間につき1,500円</p>	<p>(2) 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>1時間につき1,400円</p>
<p>(46)～(60) 略</p>		<p>(46)～(60) 略</p>	
<p>(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき13,000円</p>		<p>(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき16,000円</p>	
<p>(60の3)～(70) 略</p>		<p>(60の3)～(70) 略</p>	



## 2 略

(手数料の納付の時期等)

第3条 手数料は、申請等の際、納付しなければならない。ただし、前条第1項第31号の手数料については、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付するものとする。

## 2 略

(手数料の納付の時期等)

第3条 前条第1項第31号の手数料は、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項各号列記以外の部分、同項第60号の2及び第3条の改正並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(認知機能の検査を行う者についての講習に係る手数料の徴収の特例)

2 平成21年4月1日から同年5月31日までの間、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査の実施に必要な知識に関する講習であって、改正後の鳥取県警察手数料条例第2条第1項第37号の3に規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習と同程度の内容を有するものとして鳥取県公安委員会が定めるものの実施については、当該講習を受講する者から、1時間につき700円の手数料を徴収する。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第31号

#### 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（開館時間）</p> <p>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）月曜日（その日が休日である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））</p> <p>（2）祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）</p> <p>（3）12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2～4 略</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日<del>に</del>あつては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））</p> <p>（2）国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）</p> <p>（3）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>2～4 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第32号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別	名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓 内科 外科 呼吸器外 科 心臓血管外科 脳 神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人 科 眼科 耳鼻いんこ う科 リハビリテーシ ョン科 放射線科 病 理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外 科 麻酔科	一般病床 結核病床 感染症病床	鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 精神科 神経内 科 呼吸器科 消化器 科 循環器科 小児科 外科 整形外科 形 成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管 外科 小児外科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人 科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション 科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科	一般病床 結核病床 感染症病床
		鳥取県立厚生病院	倉吉市			内科 呼吸器内科 循 環器内科 神経内科 外科 消化器外科 心 臓血管外科 脳神経外 科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌 尿器科 産婦人科 眼 科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般病床 感染症病床

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第33号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>967人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>949人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第34号**

鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例

鳥取県スポーツセンター設置条例（平成7年鳥取県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。